

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同法同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 杉本 延博

平成29年度財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象、執行年月日、指摘事項状況

監査の対象団体 及び所管課	補助金名	予備監査実施期間 監査及び講評日
御 所 市 観 光 協 会 商 工 観 光 課	御 所 市 観 光 協 会 事 業 補 助 金	平成29年4月24日～26日
	御 所 市 葛 城 の 道 歴 史 文 化 館 運 営 補 助 金	平成29年4月28日

2. 監査の着眼点

全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5財政援助団体等監査の着眼点を参考に実施する。

(1)対象団体関係

- ①事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- ②補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑤補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2)所管課関係

- ①補助金の決定は補助金交付規則、交付要綱等に適合しているか。
- ②補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ③補助金に関する条件の内容は明確か。
- ④補助金額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3. 監査の方法

主に平成27年度の会計や財務の執行状況（平成27年4月分から平成28年3月分まで）等を対象とし、必要に応じて過年度分についても遡及した。

予備監査や監査当日に関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取による方法で、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、等について実施した。

4. 監査を実施した監査委員

和田 正吾 杉本 延博

5. 監査の結果

監査の結果、次の指摘事項のとおり注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意することを要望する。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

<総合意見>

補助金は、市が、特定の事業等に対し公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出する給付金であり、補助金制度は、市が公益性を認めた事業等に資金を交付することにより、当該事業等の育成、促進を図り、もって市の行政施策の実現をするという意味を持つ。

しかし、補助金は、一度交付されると恒常化、既得権益化しがちなものであり、補助金交付所管課においても根本的な見直しを行うことなく毎年同様の補助金を計上しがちである。

分権型社会システムへの転換が急務とされる今日、市においても、厳しい財政状況のなかで行政需要の多様化・増大化などのニーズに対応していくためには、これまでのような補助金等の一律的な経費削減にも限界がある。

今後は市の施策展開を見据えた上で、有効性の低い補助金等は廃止をする一方、戦略的重要性の高い補助金等は増額を行なう等の抜本的・継続的な見直しが必要ではないだろうか。

以下、団体及び所管課の意見の概要について述べる。

○団体について

- ① 事務処理、経理処理の全般において、一部記載漏れ等に不備が見受けられたが、各種帳簿を今一度見直し、今後は適正かつ効率的な処理が行われるよう努められたい。

○所管課について

- ① 現下の厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用を図る意味から、所管課においては補助事業の実績を的確に把握し、客観的な視点で補助の必要性や効果について検証されたい。

【御所市観光協会】

団体の概要

A 設立年月日

昭和40年代詳細不明

B 事務所の所在地

御所市1番地3 御所市役所商工観光課

C 事業目的

御所市における観光資源の保護開発と観光事業の健全な振興を図り、御所市の発展に寄与することを目的とする。

D 組織

役員は、会長（1人）、副会長（2人）、理事（13人）、会計（1人）及び監事（2人）の計19人である。

事務局は、事務職員（3人）の計3人で商工観光課観光係が事務局となっている。

E 主な事業内容

- （1）観光資源の開発と保存
- （2）観光施設の整備と充実
- （3）風光ならびに観光の紹介宣伝
- （4）観光行事の育成
- （5）観光物産の研究、開発と取扱い
- （6）観光駐車場の管理運営
- （7）観光関係事業の育成と援助
- （8）行政機関及び関係団体との連携協力
- （9）その他、目的達成に必要な事業

F 補助金の名称

1. 御所市観光協会事業補助金
2. 御所市葛城の道歴史文化館運営補助金

G 補助金額

1. 3,000,000円
2. 1,000,000円

H 補助事業に要した事業費

1. 18,925,385円
2. 1,000,000円

I 平成27年度事業計画

1. 国定公園の施設整備と宣伝

金剛山・葛城山等市内観光地

- ①葛城山への集客事業への協力
- ②御所市の花「ツツジ」の啓蒙・啓発
- ③葛城山名物「かも鍋」のPR
- ④葛城高原における自然体験イベント等の開催
- ⑤登山道の維持管理
- ⑥ツツジシーズンの交通渋滞緩和対策に関する検討

2. 観光行事の保存と宣伝

市内で催される古典行事並びに観光行事について積極的に宣伝と保存のために努力する。

3. 名所旧跡の開発宣伝について

- ①市内の神社仏閣・遺跡の事業援助を行う
- ②観光宣伝のための標識の改善

4. その他

- ①近鉄御所駅前観光案内所の運営
- ②観光事業推進のための必要なる事業の実施と関連観光事業の後援と協賛
- ③観光地の看板の設置及び駐車場・公衆トイレ維持管理の協力
- ④奈良県「記紀万葉プロジェクト」に参画
- ⑤「ゴセンちゃん」グッズの製作ならびに販売
- ⑥新規観光ルートの整備、マップ制作など
- ⑦観光資源の掘り起こしと新たな手法での観光PR（首都圏における観光PR）
- ⑤「御所歴史読本」の普及宣伝

J 収支状況等 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

平成27年度御所市観光協会収支決算報告書

歳入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	収入済額 (B)	比較増減 (B) - (A)	摘 要
1. 会費収入	270,000	270,000	0	観光協会会費
2. 事業収入	10,700,000	11,315,300	615,300	駐車場収入内訳 普通車 10,592台 10,592,000 大型バス 107台 535,000 学割バス 21台 63,000 マイクロバス 29台 72,500 単車 264台 52,800
3. 補助金及び委託金収入	4,000,000	4,000,000	0	
1. 市補助金	3,000,000	3,000,000	0	市観光協会事業補助金
2. 市委託金	1,000,000	1,000,000	0	葛城の道歴史文化館運営補助金
4. 販売収入	250,000	730,400	480,400	「御所歴史読本」・「ゴセンちゃんグッズ」販売収入
5. 雑収入	475,113	496,086	20,973	内訳 県ビジターズビューローより 40,000 コスモス補助金 13,300 警備員配置に伴う負担金 285,000 利息 786 その他 157,000
6. 前年度繰越金	4,254,887	4,254,887	0	
合 計	19,950,000	21,066,673	1,116,673	

歳出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	支出済額 (B)	残 額 (A) - (B)	摘 要
1. 事業費	9,898,000	9,895,107	2,893	
誘致促進事業費	5,526,000	5,525,508	492	観光パンフレット制作事業 2,232,768 修景花（コスモス種） 58,320 観光案内板設置費 939,740 柳田川ボンボリ設置費 918,000 新規観光道開拓事業 1,376,680
イベント事業費	1,011,000	1,010,114	886	フォトコンテスト事業 273,300 各種行事への協賛事業 460,108 自然観察教室事業・ その他イベント費 276,706
観光地整備事業費	796,000	795,040	960	観光地清掃補助事業 700,000 その他整備費 95,040
特別事業費	270,000	269,460	540	キャラクターグッズ製作費
歴史文化館運営事業費	1,000,000	1,000,000	0	
観光案内所事業費	1,295,000	1,294,985	15	
2. 事務費	10,037,000	10,030,278	6,722	
賃金	4,004,000	4,003,687	313	アルバイト職員及び警備員
会議費	8,000	7,879	121	理事会・総会ほか お茶代
消耗品費	112,000	111,020	980	駐車場消耗品・ファックスリボン等消耗品
燃料費	138,000	137,247	753	
食糧費	40,000	39,717	283	ツツジシーズン等駐車場飲料
印刷製本費	61,000	60,480	520	駐車場チケット・封筒
光熱水費	116,000	115,031	969	
修繕費	513,000	512,730	270	自動車修理代・トイレ修繕費
役務費	498,000	497,675	325	電話料・保険料・浄化槽清掃代等
宣伝費	211,000	210,779	221	新聞広告料等
賃借料	2,710,000	2,709,737	263	土地の借上料
負担金支出	361,000	360,540	460	奈良県ビジターズビューローほか負担金
備品購入費	0	0	0	
租税公課	1,084,000	1,083,600	400	法人税、法人市・県民税、消費税等
減価償却費	1,300,000	0	1,300,000	予算に含まない、税務上控除対象になるので計上する
雑費	181,000	180,156	844	ボランティアガイド経費ほか
3. 予備費	15,000	0	15,000	
合 計	19,950,000	19,925,385	24,615	

歳入合計 21,066,673

歳出合計 19,925,385

差引残高 1,141,288

(平成28年～)

【監査結果】

御所市観光協会の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査を実施した結果、以下の指摘事項のとおり注意を要するものなどが見受けられた。

- ①出納事務について、会長及び会計の決裁が行われていない事例、請求書が確認出来ない事例、添付されている領収書に但し書きが記載されていない為購入された内訳が確認出来ない事例が見受けられた。
- ②一般事務について、決裁日付が記載されていない事例、決裁が会長まで行われていない事例が見受けられた。
- ③謝礼の支払について、源泉の引き去りが確認出来ない事例が見受けられた。